

IFRS の概念フレームワークについて —会計目的を中心として—

岩 崎 勇
九州大学大学院

要 旨

国際会計基準審議会（IASB）が作成・公表する国際財務報告基準（IFRS）は、細則主義ではなく、原則主義を採用しているので、その判断基準として個別の会計基準を設定するための基準（すなわちメタ基準）として概念フレームワーク（概念的枠組み）が重要性を帯びてくる。

この財務会計の概念的枠組みについて、IASB は米国の財務会計基準審議会（FASB）との間で、共同プロジェクトを 2005 年 1 月に立ち上げ、「財務諸表の作成表示に関するフレームワーク」に代わる新しい概念的枠組みを開発中である。そして、2010 年 9 月にその内容の一部を改訂した「財務報告に関する概念フレームワーク 2010」（新概念の枠組み）を公表した。

このような状況の下において、本稿では、文献研究を通して、IASB により開発された IFRS の新概念の枠組みにおける財務報告の目的の到達点と問題点を、特に利害調整・受託責任の観点及び主たる利用者の観点から検討している。

I はじめに

国際会計基準審議会（以下、「IASB」という）が作成・公表する国際財務報告基準（以下、「IFRS」という）は、原則主義を採用しているので、その判断基準として個別の会計基準を設定するための基準（すなわちメタ基準）としての概念フレームワーク（以下、「概念的枠組み」という）がより一層重要性を帯びてくる⁽¹⁾。

この財務会計の概念的枠組みについて、IASB は米国の財務会計基準審議会（以下、「FASB」という）との間で、共同プロジェクトを 2005 年 1 月に立ち上げ（山田 [2007] 104 頁）、「財務諸表の作成表示に関するフレームワーク」（IASB [1989]）に代わる新しい概念的枠組みを開発中である。そして、2010 年 9 月に財務報告の目的および財務報告情報の質的特性の部分で改訂した「財務報告に関する概念フレームワーク 2010」（IASB [2010c]、以下、「新概念の枠組み」という）を公表した。

このような状況の下において、本稿では、文献研究を通して、IASB 等により開発された IFRS の新概念の枠組みにおける財務報告の目的の到達点と問題点を、特に会計目的として意思決定目的だけでよいのかに関して利害調整・受託責任の観点から、および財務報告の焦点として誰を想定すればよいのかに関して主たる利用者の観点から検討し、受託責任という用語の維持と受託責任目的の独立的な位置づけの必要性および主たる利用者として投資家を想定すべきであることを明確化することを目的としている。

なお、新概念の枠組みの財務報告の目的部分については、その内容が既に確定している

けれども、その内容は完全なものではなく、例えば、次のような問題が依然として存在するものと考えられる。すなわち、第 1 に、受託責任について、その文言を削除し、かつ受託責任目的を意思決定目的に含めることによって、受託責任を曖昧なものとし、より軽視するものとなっている。しかし、このようにして作成される財務情報については、その信頼性が担保されないものとなる危険性があり、そのような信頼性の乏しい財務情報は IASB が求める有用な情報とならない可能性があること。そして第 2 に、財務情報の主たる利用者を投資家からその他の債権者を含む全ての資金提供者へ拡大することによって、企業主体論的な立場を採用し、連結基礎概念として経済的単一体説を採用するための基礎を提供しようと推察される。しかし、このような論理を展開するために、IASB 自身が認めるように、主たる利用者を全ての資金提供者に広げることによって共通ニーズが狭くなってしまっており、それを補うことが必要となるが、その補足的な情報を提供することは共通ニーズを提供するという概念的枠組みにおいて許容されるという（矛盾する）ロジックを展開していると考えられる。それゆえ、その確定した内容を批判的に分析することは、次に概念的枠組みが改訂される時に、検討されるべき基礎資料を提供できるものと考えられる。

II IFRS の概念的枠組みにおける財務報告の目的の到達点と問題点の検討

1 IFRS の概念的枠組みにおける財務報告の目的の到達点の検討

(1) 概念的枠組みの到達点

本節では、IFRS の新概念の枠組みにおけ

る財務報告の目的の到達点について、特に利害調整・受託責任の観点および主たる利用者の観点から検討していくこととする⁽²⁾。

まず、新概念の枠組みの会計目的ないし財務報告の目的に関する到達点の概観および本稿での取扱いは、以下のとおりである。

第 1 に、旧概念的枠組みが財務諸表の目的をその対象としていたのに対して、新概念の枠組みでは、それを財務報告の目的へと変更している。これによって概念的枠組みの目的に関する規定範囲を、財務諸表のみではなく、その周辺のものも含む財務報告まで拡大している。これは、リーマン・ショックで示された問題点等も含めて、財務情報の要求が以前よりも拡大して来ていることを反映するものであり、大きな問題ではないと考えられる。そこで、本稿ではこれを問題としないこととする。

第 2 に、旧概念的枠組みと同様に、新概念の枠組みでは、意思決定有用性アプローチに基づき投資家等への意思決定のために有用な情報を提供することを基本目的としている。この意思決定目的については、特に問題はないので、本稿ではこれを問題としないこととする。

第 3 に、旧概念的枠組みと同様に、新概念の枠組みでは、配当可能利益の計算等に関わる利害調整目的を主たる会計目的としていない。これについては、後述している。

第 4 に、旧概念的枠組みと同様に、新概念の枠組みでは、企業価値情報を財務情報の利用者に直接提供するものでなく、企業価値測定のために有用な財務情報を提供することを想定している。これについては、特に問題はないので、ここでは問題としていない。

第 5 に、旧概念的枠組みが受託責任目的を独立の目的とし、かつ受託責任という用語

を使用していたのに対して、新概念の枠組みでは、受託責任という用語を削除し、かつ受託責任目的を意思決定目的に含めている。この問題については、後で詳述している。

第 6 に、財務情報の主たる利用者として、旧概念的枠組みでは、財務報告の焦点を絞るために、情報利用者の代表として投資家を想定していたのに対して、新概念の枠組みでは、その範囲を投資家、貸手、その他の債権者まで拡大している。この問題については、後で詳述している。

このような新概念の枠組みの財務報告の目的に関する到達点のうち、以下で検討しようとするものは、第 1 に、受託責任に関して、その用語を削除することにより曖昧化すると共に、従来独立的な会計目的の一つとしていたものを利用者の観点から意思決定目的の一部に包摂しているが、受託責任は、本来歴史的にも企業経営者の観点からのものであり、このような変更をなすべきではないと考えられる。また、第 2 に、主たる利用者の範囲に関して財務報告の焦点を絞るために、従来においては利用者ニーズの代表として投資家を想定していたけれども、新概念の枠組みでは投資家のみならず、貸手、その他の債権者にまで拡大している。しかし、財務報告の焦点をより明確に絞るためには、投資家の方が良いと考えられる。そこで、以下では、まず新概念の枠組みの内容を確認し、次に上述の問題点を検討していくこととする。

(2) 利害調整目的

ここでは、財務報告の目的のうち利害調整目的（配当等に関する利害関係者の利害調整のための目的）について検討していくことにする。なお、受託責任目的については、直ぐ後で詳しく検討するので、ここでの議論から

除くこととする⁽³⁾。

利害調整目的を財務報告の目的とするか否かの考え方については、表 1 のように、①意思決定目的のみとするもの⁽⁴⁾、②意思決定目的と利害調整目的の双方とするもの⁽⁵⁾および③利害調整目的のみとするものとが考えられる。

表 1 意思決定目的と利害調整目的

財務報告の目的	適用例
①意思決定目的 ^{*1}	IASB の概念的枠組み
②意思決定目的と利害調整目的 ^{*1}	— ^{*2}
③利害調整目的 ^{*1}	—

*1：ここでは、受託責任目的を除いている。

*2：例えば、わが国の概念的枠組みでは、利害調整目的を副次的な目的として掲げている。

(出所) 著者作成

これらのうち、どの考え方を採用すべきであろうか。この場合、この問題については、その制度の設定趣旨を検討することが有用であろう。すなわち、IASB では、専ら国際的な証券・金融市場での上場企業⁽⁶⁾への投資家等の意思決定のための財務情報の開示を問題としている。しかも、そこにおいて配当等に代表される利害調整は直接的には各国の会社法等で行うことを想定しており、利害調整を主要な目的と考えていない。それゆえ、IASB は財務報告の目的を上掲表 1 の①意思決定目的としている。

(3) 受託責任目的

財務報告の目的に関しては、受託責任目的を意思決定目的と共に財務報告の目的とするか否かが問題となる。この受託責任と財務報告の目的との関係については、表 2 のように、①㊦受託責任を財務報告の目的の一つとし、かつ意思決定とは独立的なものとするという考え方、①㊧受託責任を財務報告の目的の一つとして認識するが、意思決定に含め

るという考え方、②受託責任を財務報告の目的としないというものが考えられる。

表 2 財務報告上の受託責任の取扱

受託責任の取扱		適用例
①受託責任を財務報告の目的とする考え方	㊦意思決定と独立	旧概念的枠組み
	㊧意思決定に含む	新概念の枠組み
②受託責任を財務報告の目的としない考え方		—

(出所) 著者作成

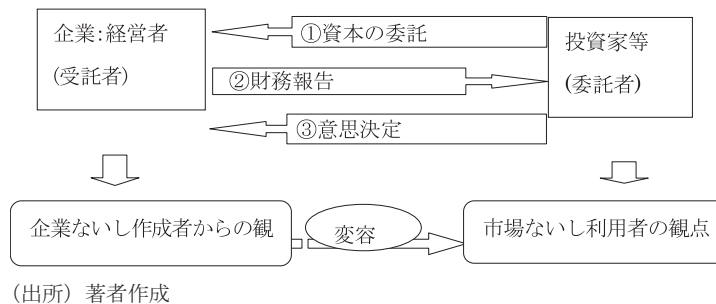
この場合、どの説を採用すべきなのかを検討するときに、受託責任をどのような観点から位置付けるかに依存することとなると考えられる。すなわち、伝統的な受託者（経営者）の善管注意義務に基づく、会計の基礎にある資本（資源）の委託と受託の関係およびその資本（資源）の管理・運用機能ならびに（この責任解除のための）その結果の報告を重視する企業の会計計算および報告という観点からの受託責任（「企業ないし作成者の観点からの受託責任概念」）を重視する場合には、上掲表 2 の①㊦の説となるであろう。他方、企業の観点ではなく、市場ないし利用者の観点から意思決定が主たるものであるが、一応受託責任を考慮し、財務報告の目的の一つとは考えるが、それをそれ程強調せず、かつ意思決定目的に含めるときの受託責任（「市場ないし利用者の観点からの受託責任概念」）の場合には、①㊧の説となるであろう⁽⁷⁾。さらに、企業の観点ではなく、市場ないし利用者の観点から意思決定目的を主たる財務報告の目的とし、受託責任を独立的な目的として掲げる程重要ではないと考える場合には、②の説となると考えられる。

このような財務報告の目的における受託責任の位置付けに関して、表 2 のように、従来の概念的枠組みにおいては、意思決定目的と並んで「財務諸表はまた、経営者の受託責任または経営者に委託された資源に対する説

明責任の結果も表示する」(IASC [1989], par.14)⁽⁸⁾ というように、受託責任目的を独立的に明示し、①⑦の立場を採用していた。そして、IASB のプロジェクト・サマリー (IASB [2010b]) で説明されているように、公開草案に対するコメント・レターで、ほとんどの回答者は意思決定のために有用な情報を提供することは適切な目的であるということに賛成した。しかし、回答者の中には、投資者、貸手その他の債権者は、資源配分関連以外の意思決定をも行うと主張している。例えば、多くの株主は、取締役を再任するか否か、および彼らの業務執行に対してどの位の

他の影響力を持つ現在および潜在的な投資家、貸手および債権者による意思決定のために有用である。」(IASB [2010c], par.OB4) として、受託責任目的を意思決定に包摂して間接的に述べているに過ぎない。このことから、新概念の枠組みでは、受託責任概念について、前掲表 2 の①④の考え方に基づいて、市場ないし利用者の観点からの受託責任概念を使用し、受託責任が全体としての意思決定に包摂されるという立場を採用している。それゆえ、新概念の枠組みにおいては、図 1 のように、従来の概念的枠組みと比較して受託責任概念に変容が見られる。

図 1 受託責任概念の変容



報酬を与えるべきかについての議決を行うというように、企業経営者の受託責任に関連する意思決定を行う。それゆえ、公開草案は受託責任概念を適切に捉えていないと考えている者もある (IASB [2010b], p. 7)。

これに対して、新概念の枠組みでは、「我々は、今回、この[財務報告の目的の]章が、受託責任が内容とする (encapsulates) ものを記述するように修正した。[ただし、]我々は、それが他の言語に翻訳される時に導入される曖昧さのために、受託責任という用語を使用していない。」(Ibid., p. 7, []内は著者挿入。以下同じ) としている。そして、「経営者の責任を解除することについての情報もまた、経営者の行動についての議決権ないしそ

このように、IASB の概念的枠組みは、従来の企業の会計計算および報告という受託責任的な観点から、意思決定目的をより重視するという「将来志向重視」(松尾 [2011], 4 頁) の市場ないし利用者の観点へとその立場を転換している。このことによって益々意思決定有用性アプローチに基づく概念的枠組みを重視した会計基準の設定を行おうとしているものと考えられる。

しかし、この立場を強調し過ぎると、財務報告情報の質的特性の議論⁽⁹⁾で展開されているような財務情報の信頼性を軽視した議論となる危険性があるので、後で詳述するように、経営者の善管注意義務を確保し、かつ財務情報の信頼性を確保するために、従来の企

業ないし作成者からの観点からの受託責任の考え方を維持すべきであろうと考える。

(4) 主たる利用者

財務報告の目的に関連する一般目的財務報告に関しては、財務報告の焦点を絞るために、その報告の客体である主たる提供先すなわちその主たる利用者とは誰か、ないし誰に向けて財務報告を行うのかということが問題となる。これには、表3のような考え方がある。すなわち、一般目的財務報告の主たる利用者は誰かに関して、①株主⁽¹⁰⁾、②投資家⁽¹¹⁾、③投資家、貸手およびその他の債権者⁽¹²⁾、④企業を取り巻く利害関係者⁽¹³⁾等が考えられる。

これらのうちどの説を採用するのかは、(副次的な財務報告の利用は当面の問題の外に置くとして) 誰に焦点を当てて財務報告書が作成・開示されるのかという問題でもあり、その開示制度の目的に依存すると考えられる。

表3 一般目的財務報告の主たる利用者

主たる利用者	適用例
① 株主 ^{*1}	— ^{*2}
② 投資家	旧概念的枠組み ^{*3}
③ 投資家、貸手、その他の債権者	新概念的枠組み
④ 企業を取巻く利害関係者	(旧概念的枠組み ^{*3})

*1: 現在の株主のこと

*2: 例えば、日本の会社法の場合等

*3: IASBの従来の概念的枠組みは、企業を取巻く広範な利害関係者を財務報告の対象としているが、あくまでも利用者グループの代表として投資家を想定している (IASC [1989], par.9)

(出所) 著者作成

この点に関して、従来の概念的枠組みでは、「財務諸表の利用者には、現在および潜在的な投資家、従業員、貸手、仕入先その他の取引業者、得意先、政府および監督官庁ならびに一般大衆が含まれる」(IASC [1989], par.9) として、広範な利用者を想定している。

しかし、財務報告の焦点を絞るために、その利用者グループの代表として、「投資家は企業に対するリスクを伴う資本提供者であることから、投資家ニーズを満たす財務諸表を提供することによって、財務諸表により満たすことが可能なその他の利用者の十分なニーズも満足させることとなろう」(Ibid., par.10) として、「広範な利用者ニーズの代表として投資家ニーズに焦点を当てていた」(IASB [2010], par.BC1.11)⁽¹⁴⁾。このように、従来の概念的枠組みでは、広範な利用者による多様な情報提供(「多元的情報提供」ということを避けるために、その利用者グループの代表として投資家を想定することによって、財務報告の焦点すなわち情報提供の内容を投資家ニーズに一元化する(「一元的情報提供」という論理構成(ロジック)が見られる。

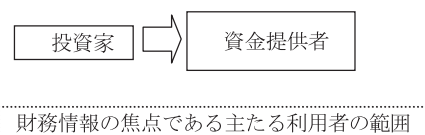
これに対して、FASBの概念書第1号の「合理的な投資、与信およびその他の意思決定を行う上で、現在および潜在的な投資家、債権者およびその他の利用者に対して」(FASB [1978], par.34) 有用な財務情報を提供するという規定との調整のために、IASBの公開草案では、「主たる利用者は現在および潜在的な投資家、貸手およびその他の債権者から構成されるということを提案していた」(IASB [2010b], p.8)。これについて、例えば、証券監督者国際機構(IOSCO)の「我々はまた、財務情報は、[投資家という]特定の持分投資グループのニーズに焦点を当てるよりも、十分に広い現在および潜在的な全ての資本提供者に提供されなければならないということに賛成する」(IOSCO [2008] p.2) というコメントや米国公認会計士協会(AICPA [2008], pp.1-2) 等のように、IASBの提案に賛成する意見が表明される一方で、より広いその他の利用者が考えられる

という反対のコメント・レターも寄せられた。そして、このことに関して、プロジェクト・サマリー (IASB [2010b]) によれば、「我々は、広範な関係者が一般目的財務報告に利害を有しているであろうと認識している。しかし、我々は主たる利用者グループを保持している。というのは、それは基準設定に際して重要な焦点を提供するからである。我々は、多くの他の利用者は、この枠組みを用いて開発される財務報告基準によって十分にその要求が満たされるであろうと考えている。」(IASB [2010b], p. 8) とし、基準設定に際して財務報告の焦点の提供という観点から主たる利用者の絞り込みの必要性を強調している。他方、ある回答者は、反対により狭い利用者を想定し、清算時に最終のリスクを負担する持分投資家 (株主) のみが主たる利用者グループであるべきであると提案した。これに対して、新概念の枠組みでは、その考え方を採用せず、「多くの現在および潜在的な投資家、貸手およびその他の債権者は、彼らに直接情報を提供するように報告企業に強制できず、また一般目的財務報告に依存しなければならない。」(Ibid., p. 8) として、前掲表 3 の③の考え方を採用している。なお、「(1989 年) 概念的枠組みのパラグラフ 9 における利用者には、現在および潜在的な投資家、従業員、貸手、仕入先およびその他の取引業者を含んでおり、これらのすべては、[新概念の枠組みの] パラグラフ OB2 の語句に含めることを意図している」(IASB [2010c] par.BC1.10) としている。

そして、IASB が、「主たる利用者グループは、報告企業の現在および潜在的な投資家、貸手およびその他の債権者であるべきであると結論した理由は、次のとおりである。すなわち、(a) 現在および潜在的な投資家、貸

手およびその他の債権者は、財務報告における情報について最も決定的でかつ直接的なニーズがあり、多くの者は企業が彼等にその情報を提供することを直接求めることが出来ないこと、(b) 本審議会および FASB の責任は、資本市場への参加者のニーズに焦点を当てることを要求しており、それには現在の投資家のみならず、潜在的な投資家ならびに現在および潜在的な貸手およびその他の債権者を含むこと、(c) 特定された主たる利用者ニーズを満たす情報は、株主という文脈で定義されたコーポレート・ガバナンスモデルを持つ地域と、全てのステークホルダーという文脈で定義されたコーポレート・ガバナンスモデルを持つ地域の双方の利用者ニーズを満たすであろうこと」(Ibid., par.BC1.16) としている。

図 2 財務情報の主たる利用者



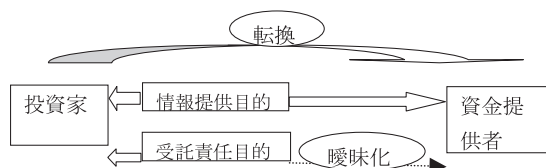
(出所) 著者作成

このように、図 2 のように、従来の概念的枠組みでは、広範な利用者を想定し、かつ財務報告の焦点の提供という観点からその利用者グループの代表として投資家を中心とした理論展開をしていた。これに対して、新概念の枠組みでは、財務報告の主たる利用者としてあくまでも全ての資金提供者に焦点を当てた理論展開をしている⁽¹⁵⁾。これに関して、次の点が指摘できる。すなわち、財務報告の焦点である主たる利用者（ないし利用者グループの代表）が投資家から全ての資金提供者へ拡大している点である。これによって理論的には、財務報告の焦点が投資家（「リスク資本の提供者」）から全ての資金提供者

(「全ての資本提供者」)へ拡大し、焦点がぼけ、より多様な情報を提供する必要が出てきている。しかし、これらの共通ニーズを考えれば、その情報の範囲は狭くなる⁽¹⁶⁾と考えられる。

以上のように、IASBの概念的枠組みにおける財務報告の目的の到達点としては、次のようなことが挙げられる。

図3 主たる利用者と会計目的



(出所) 著者作成

IASBは、財務報告の目的として意思決定有用性アプローチに基づき意思決定のために有用な情報を提供するという意思決定目的を中心とした論理を展開しており、そこにおいて従来の概念的枠組みにおける財務諸表の目的から新概念の枠組みでは財務報告の目的へとその会計目的を転換している⁽¹⁷⁾。また、財務報告の目的における利害調整目的については、従来からこれを目的としていない。他方、受託責任目的については、図3のように、その立場を従来の概念的枠組みにおける財務情報の作成者(企業)の観点から新概念の枠組みにおける利用者(市場)の観点へと転換することによって、従来においては受託責任を独立した目的としていたのに対して、新概念の枠組みでは、それを意思決定のための意思決定目的に含め、かつ受託責任という名称それ自体を削除することによって、それを曖昧なものとしている。さらに、財務報告において焦点を当てる主たる利用者を投資家から全ての資金提供者へ拡大している。

2 問題点の検討

これまでの検討を前提として、ここでは、IFRSの新概念の枠組みにおける財務報告の目的における問題点を、受託責任および主たる利用者の観点から検討し、受託責任という用語の維持と受託責任目的の独立的な位置づけの必要性および主たる利用者として投資家を想定すべきであることを明確化していくこととする。

(1) 受託責任目的

新概念の枠組みは、前述のように、従来の概念的枠組みにおいて明示されていた受託責任という文言を削除し、受託責任を不明確にしている。これは、財務報告の目的として意思決定有用性アプローチに基づく意思決定目的をより一層重視し、受託責任目的をより軽視した結果であろう。ここで意味することないしその狙いは、IASB自身が明確にしているように、「かなりの部分について、財務報告書は正確な描写ではなく見積り、判断及びモデルに基づいている。本『概念フレームワーク』は、そうした見積り、判断及びモデルの基礎となる概念を定めている」(IASB [2010c], par.OB11) というように、企業の観点からの受託責任を重視する従来の収益費用中心観に基づく取得原価(主義会計)を後退させ、それに代わって、より市場の観点を重視する資産負債中心観に基づく公正価値(会計)をより一層広く展開する理論的な出発点(基礎)をこの概念的枠組みによって確保することであろう。しかし、ここでの問題点は、①受託責任における経営者の善管注意義務に基づく資本(資源)の委託・受託における管理・運用・報告の誠実さや勤勉さを求める観点からの問題、および②財務情報の信頼性の確保の観点からの問題、すなわち受託責任目的で要

求される数値と意思決定目的で要求される数値の特質は必ずしも同様なものではなく、しばしば異なっており、しかも、特にレベル3の金融商品⁽¹⁸⁾のように、必ずしも信頼性が確保できない主観性の高い将来キャッシュ・フローの予測を中心とした公正価値に基づく財務情報が必ずしもIASBが求める意思決定に有用な情報とならないという問題である。

前者に関しては、英国会計学会(BAA)が、(最終版と同様に)「公開草案は、資本提供者の意思決定ニーズに受託責任を含めている。[しかし、] 独立した受託責任目的が、次の理由で必要である。すなわち、現在の株主の権利は、潜在的な株主やその他の潜在的な資本提供者と異なっており、かつはるかに広いものである。さらに、受託責任は、株主の利益に沿った行動を経営者に取らせることを強制することによって、株主の権利を守っている。つまり、エイジェンシー理論において公式に議論されているように、経営者の行動は、財務報告制度によって影響され、かつ拘束されている。受託責任ニーズを遂行することは、財務報告の基本的かつ望ましい性格である。経営者による正直さや勤勉さを促進することについての財務報告の役割を公開草案[および最終版]は、認識していない。財務報告のエイジェンシーへの影響を認識しない概念的枠組みは、財務報告基準を開発する基礎として有用で有効な基礎となり得ない」(BAA [2008], pp. 1-2)と述べているように、経営者の善管注意義務に基づく資本(資源)の委託・受託における管理・運用・報告の正直さや勤勉さを確保するというエイジェンシー理論等の観点から受託責任を用語として明示すると共に、それを独立の目的として維持すべきであろう。

後者に関しては、予備的見解では、(最終

版と同様に)「パラグラフ OB2 で規定された財務報告の目的は、[財務報告の利用者が] 経営者の受託責任を評価するのに有用な情報を提供することを含んでいる」(IASB [2006], par.OB28)として、受託責任評価を意思決定目的に含めている。この見解に対して米国会計学会(AAA)の財務会計基準委員会(FASC)が示した、この概念的枠組みは、「会計の投資機能に余りに焦点を当て過ぎており、より重要な受託責任機能を軽視している」(AAA [2007], p. 230)。「受託責任は、重要であるばかりでなく、ほとんどの企業にとって、投資[意思決定]よりも重要でもある」(Ibid., p. 231)。そして、新概念の枠組みにおいて見られるように、「受託責任は、しばしば投資決定に焦点を当てることによってよく果たされると主張されるが、この主張は、理論的に誤っている。受託責任のために有用な情報は、評価目的のために有用かも有用でないかもしれないし、逆に評価目的のために有用な情報はまた受託責任のために有用かも有用でないかもしれない。このことは、この30年間における学術的な文献によって、証拠付けられてきている」(Ibid., p. 231)。この考え方は、そのまま最終版の新概念の枠組みにも該当するものと考えられる。また、例えば、レベル3の金融商品のよう、必ずしも信頼性が確保できない主観性の高い将来キャッシュ・フローの予測を中心とした公正価値に基づく財務情報⁽¹⁹⁾のように、「企業の経営者の受託責任と企業の会計情報・・・(著者省略)・・・の関係を切離した情報開示には、信用制度を攪乱するような客観性のない情報を無責任に開示する制度へと変貌する可能性と危険性が存在しうる」(高山 [2006], 146 頁)と考えられるからである。それゆえ、より信頼性を重視する受託責任目

的について受託責任という用語をもって、かつ独立の目的として維持すべきであろうと考えられる。

以上のように、①受託責任における経営者の善管注意義務に基づく資本（資源）の委託・受託における管理・運用・報告の誠実さや勤勉さを確保するというエイジェンシー理論等の観点から、および②受託責任目的で要求される数値と意思決定目的で要求される数値の特質は必ずしも同様なものではなく、しばしば異なっており、特にレベル3の金融商品のよう、必ずしも信頼性が確保できない主観性の高い将来キャッシュ・フローの予測を中心とした公正価値に基づく財務情報が必ずしもIASBが求める意思決定に有用な情報とならないという観点から、信頼性を重視する受託責任目的を用語として明示すると共に、それを独立の目的として維持すべきであろうと考えられる。

（2）資金提供者への拡大

新概念の枠組みは、前述のように、財務報告の焦点を絞るために、財務情報の主たる利用者を、投資家から全ての資金提供者へ拡大している。このようなことがなされる背景としては、次のことが考えられる。すなわち、概念的枠組みにおける「報告企業」で議論になったように⁽²⁰⁾、報告企業を投資家の観点（すなわち所有主理論の観点）からそれを捉えようとするのではなく、全ての資金提供者という企業全体の観点（すなわち企業主体理論の観点）から捉えることを、IASBが展開するための理論的基礎を、ここで与えようとするものと考えられる。これによって、「所有と経営が分離して財務報告が要求されるような現代の大企業には、企業主体理論が適用すると結論付ける（BC1.11-16項）。そして

この議論が、株主に限定されず幅広い資本提供者のニーズを念頭におくべきとする第1の主張の根拠とされている。・・・[中略：著者]・・・公開草案が企業主体理論へ傾斜するのはなぜか。フェーズDでの報告企業概念に関する予備的見解における議論（107-118項）と照合すれば、その主たる動機が連結主体論〔経済的単一体説〕の選択に由来することが明らかである」（桜井〔2009〕, 19-20頁）。そして、この立場は、新概念の枠組みにおいても、「当審議会は、財務報告はこの〔所有と経営の〕分離を会計処理によって反映すべきで、その企業（並びにその経済的資源及び請求権）の会計処理によってであり、主要な利用者及び彼らの報告企業に対する持分の会計処理によってではないと結論を下した。」（IASB〔2010c〕, par.BC1.8）というように、公開草案と同様な立場が維持されている。

このように、IASBが主たる利用者を全ての資金提供者へ拡大する意図は、企業結合会計等において、親会社説に基づく買入のれん説ではなく、経済的単一体説に基づく全部のれん説を正当化する理論的基礎を与えようとしているものと考えられる。しかし、伝統的な利益や持分の計算という会計主体論の観点から言えば、IASBの主張するものも結果的には、所有主理論によることとなるものと考えられる⁽²¹⁾。また、AAAのFASCが述べているように、「会計上の所有主理論（proprietorship theory）は、企業主体理論（entity theory）よりもより首尾一貫した観点を提供する」（AAA〔2010〕, p. 483）と考えられる。しかも、会計公準としての企業実体の公準を前提とすれば、報告企業をその所有主とは別個の会計単位として捉えることができるという問題は解決されることが考えられる⁽²²⁾。

そして、もし財務報告の主たる利用者を全ての資本提供者に拡大しようとするれば、彼等の間には、例えば、投資家とその他の債権者のように、「必要な情報は利用者により異なり」(ASBJ [2008], 2 頁)、「利用者の共通の情報ニーズ」(IASB [2010c], par.BC1.35)を見出そうとすると、それだけ提供される情報が少なくなると考えられる⁽²³⁾。他方、主たる利用者を最終のリスク負担者である株主を中心とした投資家とした場合には、彼等は、「最も多くの情報を必要としており、彼等が必要とする情報を提供することにより、それ以外の利害関係者の要求は基本的に満たされる」(ASBJ [2008], 3 頁)と考えられるからである。このような批判に対して、IASB は、「共通の情報ニーズに重点を置くことは、報告企業が主要な利用者の中の特定の集団に最も有用となる追加的な情報を含めることを必ずしも妨げない」(IASB [2010c], par.OB8)としている。すなわち、そこでは、原則論として共通ニーズを掲げながら、ASBJ 等が指摘するように、共通ニーズだけでは情報が少なくなるので、原則に反して例外的(恣意的)に投資家が求める情報ニーズを追加することは、共通ニーズを提供するという概念的枠組みにおいて許容されるという矛盾したロジックを展開していると考えられる。しかし、これは、IASB 自身が主張する「主要な利用者グループの共通ニーズに資するという目的に整合しない」(IASB [2010c], par.BC1. 35)ことをしていることとなり、IASB が原則として掲げていることと、実際にやろうとすることが矛盾していることの証左であろう。この矛盾をなくすためには、投資家の情報ニーズを中心とした論理展開をする方が、理論的な一貫性が維持できると考えられる。

このように、IASB の新概念の枠組みでは、

財務報告の主たる利用者を投資家から全ての資金提供者へ拡大することによって、第 1 に、企業主体論的な立場を採用し、連結基礎概念として経済的単一体説を採用するための基礎を提供しようと推察される。しかし、伝統的な利益や持分の計算という企業主体論からいえば、IASB の主張する利益(持分)計算も結果的には所有主理論によるものと考えられる。しかも、会計公準としての企業実体の公準を前提とすれば、報告企業と所有主とを別個の会計単位として捉えられるという問題は解決されると考えられる。また、第 2 に、全ての資金提供者へ拡大することによって、共通ニーズが狭くなってしまふ。このことに対処するために、投資家に対する情報ニーズを補う必要性が出てくるが、このような情報の提供も共通ニーズを提供するという概念的枠組みにおいて許容されるというロジックを展開している。この矛盾をなくすためには、投資家ニーズを中心とした論理展開をする方が、論理的一貫性が維持できるものと考えられる。それゆえ、上述の理由によって、主たる利用者を投資家から資金提供者へ拡大する必要性はないものと考えられる。

Ⅲ むすび

以上のように、本稿では、IFRS の財務報告の目的について新概念の枠組みの到達点と問題点を、特に利害調整・受託責任の観点および主たる利用者の観点から検討してきた。この検討によって、次のことが明確にされた。(1) 新概念の枠組みにおける財務報告の目的の到達点としては、次のことが明らかになった。すなわち、IASB は、その立場を財務情報の作成者(企業)の観点から利用者(市場)の観点へと転換することによって、財務諸表

の目的から財務報告の目的へとその会計目的を転換していること、そして、意思決定有用性アプローチに基づき意思決定のために有用な情報を提供するという意思決定目的を中心とした論理を展開していること。また、企業価値そのものの情報提供ではなく、従来と同様に、企業価値の測定に役立つ情報の提供を考えていること。そして、利害調整目的については、従来から考慮していないこと、他方、受託責任目的については、従来においては、この目的を独立させていたのに対して、新しい概念的枠組みでは、意思決定目的にそれを含め、かつその名称自体を削除することによって曖昧なものとしていること。さらに、財務報告で焦点を当てる主たる利用者を投資家から全ての資金提供者へ拡大していること。

(2) 新概念の枠組みの問題点としては、第1に、受託責任という用語自体を削除することや受託責任目的を意思決定目的の中に含めていることによって受託責任目的を曖昧化していること、第2に、財務報告において焦点を当てる主たる利用者を投資家から資金提供者へ拡大することによって、企業主体論的な論理展開についての基礎の提供という問題が挙げられた。特に、受託責任目的を意思決定目的の中に含めると共に受託責任という用語自体を削除することによって受託責任目的を曖昧化することは、公正価値会計の拡大に対するチェック機能の緩和化であり、信頼性ある財務情報の提供という観点からは大きな問題であろう。

〔注記〕

(1) FASBの概念的枠組みは、会計基準の一部ではなく、かつ細則主義なので、IASBのそれと比較すると、概念的枠組みの重要性はより低くなるのに対して、IASBの概念的枠組みは、会計基準の一部であり、かつ原則主義なので、

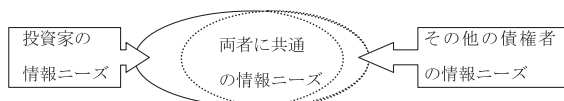
細則部分の穴埋めをするための判断の基礎として、概念的枠組みがより重要性を帯びてくる(大日方他[2009], 81-82頁)。

- (2) IASBで採用されている意思決定目的に関して、財務報告の目的に意思決定目的を含めることについては大きな問題がないので、ここでは論点に含めていない。
- (3) 利害調整目的と受託責任目的の関係については、種々の考え方がある。その中で有力な考え方として、例えば、「受託責任の解除等の利害調整機能[目的]」(大日方[2011], 87頁)のように、広い意味での利害調整目的の中の一つとして受託責任目的を考え方がある。なお、本稿では、受託責任目的の遂行は会計上重要な目的であるので、特別に別項目として取り上げている。
- (4) 例えば、米国証券諸法やわが国金融商品取引法では、投資家の保護の観点から投資家の意思決定のための財務情報の開示(提供)が主な目的とされている。
- (5) 例えば、わが国の概念的枠組みでは意思決定目的と利害調整目的の双方の規定がなされている。ただし、そこで規定されている利害調整目的は副次的な目的という位置づけがなされている。
- (6) なお、ここでは、SME(中小企業版)版IFRSの議論は、除いている。しかし、SMEを含めたとしても、IASBは、その主要目的を意思決定とし、利害調整目的を中心としていないことでは、共通する。
- (7) なお、受託責任については、梶田[2011]で詳しく検討されている。そこでは、「企業ないし作成者の観点からの受託責任概念」「市場ないし利用者の観点からの受託責任概念」と同様な内容を、「作成者指向を重視した受託責任概念」「利用者指向を重視した受託責任概念」という用語を使用して説明している。
- (8) ここでは、意思決定とは別に、経営者という財務諸表の作成者(すなわち企業)の観点から受託責任を明示している。
- (9) 新しい概念的枠組みでは、財務報告情報の質的特性は、従来の概念的枠組みと比較して、信頼性による目的適合性へのチェック機能および忠実な表現に対する検証可能性のチェックという二つのチェックを外し、より硬度が低く、信頼性の乏しい情報が提供される概念的枠組みとなっている(岩崎[2011], 30-34頁)。
- (10) 株主をその対象としている例としては、例えば、わが国の会社法等で採用されているものであり、期末現在の株主に対して財務報告がなさ

れている。

- (11) 投資家をその対象としている例としては、例えば、わが国の金融商品取引法等で採用されているものであり、投資家保護の観点から制度的には投資家に対して財務報告がなされている。
- (12) 投資家等をその対象としている例としては、例えば、IASB の新概念の枠組みで採用されているものであり、投資家のみならず、貸手およびその他の債権者というように、広く貸借対照表の貸方に登場する利害関係者をその対象としている。
- (13) これは、貸借対照表の貸方に登場する利害関係者である投資家、貸手およびその他の債権者にとどまらず、監督官庁、税務当局、従業員等も含めて利害関係者と考ええるものである。
- (14) ただし、「明示的に主要な利用者グループを明確にしていなかった」(IASB [2010], par.BC1.11)。
- (15) 「投資家、貸手およびその他の債権者以外の規制当局者、一般大衆のような、その他の利害関係者はまた、一般目的財務報告が有用であろう。しかし、この報告は、これらの他のグループに第一義的に向けられたものではない」(IASB [2010c], par.OB10) として、その他の利用者を財務報告の主たる利用者として基本的に想定していないこととしている。
- (16) なお、資金提供者は、少なくとも投資家とその他の債権者の 2 つのグループが含まれるので、両者の共通の一般目的財務報告を考える場合には、図 3 のように、その共通の財務報告項目は、投資家のそれよりも狭くなることを意味する。

図 3 資金提供者の財務情報ニーズ



(出所) 著者作成

また、例えば、わが国で IFRS の受入れは、(広範な資金提供者ではなく、) 投資家保護を目的とする金融商品取引法に関連している点からも、投資家の方が自然であろう。

- (17) 従来の概念的枠組みでは、「財務諸表の目的」を規定していた (IASC [1989], par.12)。他方、新概念の枠組みでは、財務諸表のみならず、その他の情報を含めた「財務報告の目的」を規定している (IASB [2010c], par.OB2)。このような目的の拡大は、以前よりもより多

くの情報の提供が求められていることが、その背景になっており、利用者指向的な観点からの対応であると考えられる。

- (18) レベル 3 の金融商品とは、観察可能な市場データに基づかないインプットを用いて計算を行う金融商品のことである (岩崎 [2011c], 102 頁)。
- (19) 公正価値測定の信頼性の乏しさについては、越智 ([2012], 71-135) 等を参照されたい。
- (20) なお、詳細については、岩崎 [2011b] を参照されたい。
- (21) すなわち、伝統的な利益や持分の計算という会計主体論の観点からすれば、IASB が企業主体観 (entity perspective) として主張する経済的単一体説も、(親会社説が親会社株主持分を資本として組み入れるのに対して) 少数株主持分を含めた全部株主持分を資本として組み入れるものであり、所有主持分および所有主である株主に帰属する利益を計算しているという点では、所有主理論の範疇に属するものといえることができる。なお、詳細は、岩崎 ([2011b], 89 頁) を参照されたい。
- (22) すなわち、会計上の判断を行う会計主体としては所有主理論を採用するが、会計の計算対象としての会計客体としては会計公準として企業実体の公準に基づき所有主とは別個の独立した観点から会計・報告を行う企業を想定すればよいと考えられる (岩崎 [2011b], 100 頁)。
- (23) 上記注記 (16) を参照されたい。

【参考文献一覧表】

- American Accounting Association (AAA) [1957], Committee on Accounting Concepts and Standards, "Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements - 1957 Revision," *The Accounting Review*, Vol. 32, No. 4, pp. 536-546 (中島省吾訳 [1984]『増訂 A.A.A. 会計原則—原文・解説・訳文および訳註—』中央経済社, 190-210 頁)。
- American Accounting Association Committee to Prepare a Statement of Basic Accounting Theory [1966], *A Statement of Basic Accounting Theory*. (飯野利夫訳 [1969]『基礎的会計理論』国元書房)。
- American Accounting Association Financial Accounting Standards Committee [2007], "The FASB's Conceptual Framework for Financial Reporting: A Critical Analysis". *Accounting Horizons*. Vol. 21, No. 2, June, pp. 229-238.
- American Accounting Association [2010], "A

- Framework for Financial Reporting Standards: Issues and a Suggested Model". *Accounting Horizons*. Vol. 24, No. 3, pp. 471-485.
- AICPA [1965], "Summary of the Report of the Special Committee on Opinions of The Accounting Principles Board," *The Journal of Accountancy*, Vol. 119, No. 6, pp. 12-16.
- AICPA [1973], *Report of the Study Group on the Objectives of Financial Statements, Objectives of Financial Statements*. (川口順一訳 [1976] 『アメリカ公認会計士協会・財務諸表の目的』 同文館出版)。
- AICPA [2008], *Re: May 29, 2008 Exposure Draft (ED), Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-Useful Financial Reporting Information [file Reference No. 1570-100]*.
- 新井清光編 [1994] 『英和 会計経理用語辞典』 中央経済社。
- 安藤英義 [2007] 『会計学大辞典』 中央経済社 132-133 頁。
- BAA [2008], *Response by the British Accounting Association Special Interest Group in Financial Accounting and Reporting to the Joint IASB/FASB Exposure Draft: "An Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1: The Objectives of Financial Reporting and Chapter 2: Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-useful Financial Reporting Information"*.
- Ball, R. [2006], "International Financial Reporting Standards (IFRS): Pros and Cons for Investors." *Accounting and Business Research*, Vol. 36 (Special Issue): pp. 5-27.
- Barth, M. E., W. R. Landsman, and M. H. Lang [2008], "International Accounting Standards and Accounting Quality," *The Journal of Accounting Research*, Vol. 46, No. 3, pp. 467-498.
- Boyle, P. [2010], "Discussion of 'How do conceptual frameworks contribute to the quality of corporate reporting regulation?'" *Accounting and Business Research*, Vol. 40, No. 3, pp. 301-302.
- Christensen, J. [2010], "Conceptual Frameworks of Accounting from an Information Perspective." *Accounting and Business Research*, Vol. 40, No. 3, pp. 287-299.
- Crooch, M. [2006], "Michael Crooch Talks about the Conceptual Framework," *The FASB Report*, August 31, pp. 1-2.
- FASB [1976], *An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement, FASB Discussion Memorandum*. (津守常弘監訳 [1997] 『FASB 財務会計の概念フレームワーク』 中央経済社)。
- FASB [1978], *Statement of Financial Reporting Accounting Concepts No. 1, Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*.
- FASB [2001], "Conversation with Constituents - Why the Conceptual Framework Is Important," *Status Report*, August 31, pp. 1-3.
- FASB [2004a], *FASB Response to SEC Study on the Adoption of a Principles-Based Accounting System*.
- FASB [2004b], "On the Road to an Objectives-Oriented Accounting System," *The FASB Report*, August 31, pp. 1-3.
- 福井義高 [2011] 「ヒックス『価値と資本』の所得概念に関するノート」1-19 頁。 <http://www.gsim.aoyama.ac.jp/~fukui/papers1.htm>.
- 藤井秀樹 [2009] 「財務会計論序説」『商経学叢』第 56 巻第 2 号 123-147 頁。
- 藤井秀樹 [2011] 「FASB/IASB 改訂概念フレームワークと資産負債アプローチ」『国民経済雑誌』第 204 巻第 1 号 17-40 頁。
- Gjesdal, F. [1981], "Accounting for Stewardship," *Journal of Accounting Research*, Vol. 19, No. 1, pp. 245-270.
- IASB [2004], *FASB Response to SEC Study on the Adoption of a Principles-Based Accounting System*.
- IASB [2006], *Discussion Paper. "Preliminary Views on an improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The objective of Financial Reporting and Qualitative of Decision-useful Financial Reporting Information"*.
- IASB [2008], *Exposure Draft "An improved Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1: The Objective of Financial Reporting, Chapter 2: Qualitative Characteristics of Decision-useful Financial Reporting Information"*.
- IASB [2010a], IASB and US FASB complete first stage of conceptual framework. p.1 <http://www.IFRS.org/News/Press+Releases/First+stage+CF+completed.htm>
- IASB [2010b], Project Summary and Feedback Statement. *Conceptual Framework for Financial Reporting*. pp. 1-13.
- IASB [2010c], International Accounting Stand-

- ards Board, *Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*. (IASC 財団編, 企業会計基準委員会 財務会計基準機構監訳『2011 国際財務報告基準』中央経済社)。
- IASB [2010d], *Conceptual Framework*. pp. 1-3.
- IASB [1989], *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements* (国際会計基準委員会 [1989]『財務諸表の作成表示に関する枠組み』)。
- 飯野利夫 [1983]『財務会計論』同文館出版。
- IOSCO [2008], *RE: Exposure Draft: Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objectives of Financial Reporting and Decision-Useful Financial Reporting Information*.
- 石川純治 [2010]「日本版概念フレームワークの立脚点—4つの基礎論的視点から—」1-25頁。http://www.komazawa-u.ac.jp/~ishikawa/kiyoh0603.pdf
- 井尻雄士 [1998]「アメリカ会計の変遷と展望」『會計』森山書店。
- 岩井克人・佐藤孝弘 [2011]『IFRSに異議あり』日経プレミアシリーズ。
- 岩崎勇 [2007]「会計概念フレームワークの現状と問題点」『會計』第172巻第5号 35-47頁。
- 岩崎勇 [2011a]「IASBの会計概念フレームワークについて」『税経通信』第66巻第5号 38-43頁。
- 岩崎勇 [2011b]「IFRSにおける概念フレームワークについて」『経済學研究』第78巻第1号 81-107頁。
- 岩崎勇 [2011c]「IFRS導入と公正価値会計の拡大」『経済學研究』第78巻第2・3合併号 93-120頁。
- Johnson, L. T. [2004], “The Project to Revisit the Conceptual Framework,” *The FASB Report*, December 28, pp. 1-4.
- Johnson, L. T. [2005], “Relevance and Reliability,” *The FASB Report*, February 28, pp. 1-4.
- 梶田龍三 [2011]「IFRS時代における受託責任目的の普遍妥当性」会計理論学会統一論題レジュメ 1-21頁。
- 久野光郎 [1971]「アカウンタビリティ概念の再検討」『企業会計』第23巻第13号 17-22頁。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2006]「ディスカッション・ペーパー『財務報告に関する改善された概念フレームワークについての予備的見解：財務報告の目的および意思決定に有用な財務報告情報の質的特性』に対するコメント」1-12頁。
- 企業会計基準委員会 [2008]「公開草案『財務報告の概念フレームワーク改訂案 第1章 財務報告の目的および第2章 意思決定に有用な財務報告情報の質的特性および制約条件』に対するコメント」1-12頁。
- Kothari, S. P. et al [2010], “Implications for GAAP from an analysis of Positive Research in Accounting,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 50, pp. 246-286.
- Macve, R. [2010], “Conceptual Frameworks of Accounting: Some Brief Reflections on the Theory and Practice.” *Accounting and Business Research*, Vol. 40, No. 3, pp. 303-308.
- 松尾幸正 [2011]「概念フレームワークの変貌」『現代社会と会計』第5号 1-6頁。
- 万代勝信 [2001]「会計情報の利用目的」『会計基準の動向と基礎概念の研究 最終報告』日本会計研究学会 特別委員会 6-7頁。
- 万代勝信 [2002]「会計目的と会計制度」斎藤静樹編著『会計基準と基礎概念』中央経済社 41-68頁。
- McEnally, R. T. and Walters, P. D. [2003], “The Critical Nature of Neutral Financial Reporting,” *The FASB Report*, August 29, pp. 1-2.
- 越智信仁 [2012]『IFRS 公正価値情報の測定と監査』国元書房。
- O’Connell, V. [2007], “Reflections on Stewardship Reporting,” *Accounting Horizons*, Vol. 21, No. 2, pp. 215-227.
- 小栗崇資 [2010]「会計基礎概念の原理的研究」『駒澤大学経済学論集』第42巻第2号 41-56頁。
- 大日方隆 [2002]「利益の概念と情報価値 (2)」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社 375-417頁。
- 大日方隆他 [2009]「会計制度の国際対応を巡る論点」『企業会計』第61巻第3号 65-82頁。
- 大日方隆 [2011]「会計機能から見た会計基準の論点」『企業会計』第63巻第1号 86-92頁。
- 桜井久勝 [2001]「会計情報の利用目的」『会計基準の動向と基礎概念の研究 最終報告』日本会計研究学会 特別委員会 3-5頁。
- 桜井勝久 [2009]「会計の国際的統合と概念フレームワーク」『企業会計』第61巻第2号 18-25頁。
- 志賀理 [2011]「FASB『財務会計概念書第8号』の本質的意味」『同志社商学』第62巻第5・6号 34-45頁。
- Solomons, D. [1986], “The FASB’s Conceptual Framework: An Evaluation.” *The Journal of Accountancy*, pp. 114-124.
- 染谷恭次郎訳 [1973]『復刻版 コーラー会計学辞典』丸善。
- Sprouse, R. T. [1966], “Accounting for What-You-May-Call-Its,” *The Journal of Accountancy*, Vol. 122, No. 4, pp. 45-53.

- Sunder, S. [2002], “Regulatory competition among accounting standards within and across international boundaries,” *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 21 pp. 219–234.
- 高山朋子 [2006] 「受託責任を基礎にした情報開示について」 東京経大会誌 第 250 号。
- 武田隆二 [2006] 「企業会計原則と概念フレームワークを巡って」『企業会計』第 56 巻第 1 号 9–15 頁。
- 辻山栄子 [1999] 「金融商品の評価と時価主義」『JICPA ジャーナル』第 525 巻 52–57 頁。
- 津守常弘 [2005] 「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』の特徴と問題点」『企業会計』第 57 巻第 3 号 4–11 頁。
- 津守常弘 [2008] 「『財務会計概念フレームワーク』の新局面と会計研究の課題」『企業会計』第 60 巻第 3 号 4–14 頁。
- 徳賀芳弘 [2010] 「IFRS への日本の制度的対応」『會計』第 177 巻第 5 号 9–22 頁。
- 友岡賛 [2010] 「会計の機能」『三田商学研究』第 53 巻第 3 号 1–12 頁。
- U.S. Securities and Exchange Commission [2003], *Study Pursuant to Section 108 (d) of the Sarbanes–Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles–Based Accounting System*.
- 山田辰己 [2007] 「概念フレームワークの見直し」『企業会計』第 59 巻第 5 号 104–105 頁。
- 山田辰己 [2010] 「概念フレームワーク改訂プロジェクトについて」『企業会計』第 62 巻第 8 号 23–30 頁。

(2012 年 1 月 21 日審査受付
2012 年 7 月 2 日掲載決定)